

11.12.5

平成23年12月1日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

平成23年(ネ)第2068号 不当利得返還請求控訴事件 (原審・大阪地方裁判所
堺支部平成22年(ワ)第633号)

口頭弁論終結日 平成23年10月27日

判 決

控訴人兼被控訴人

(以下「一審原告」という。)

同訴訟代理人弁護士 井 上 耕 史

京都市下京区烏丸通五条上る高砂町381-1

株式会社シティズ訴訟承継人

被控訴人兼控訴人 アイフル株式会社

(以下「一審被告」という。)

同代表者代表取締役 川 北 太 一

同訴訟代理人弁護士 矢 野 仁 士

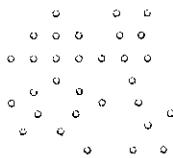
主 文

- 1 一審原告の控訴に基づき、原判決を次のとおり変更する。
- 2 一審被告は、一審原告に対し、167万5137円及びうち163万1349円に対する平成22年1月20日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 一審被告の控訴を棄却する。
- 4 訴訟費用は、第1、2審とも一審被告の負担とする。
- 5 この判決は、第2項に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 当事者の各控訴の趣旨

1 一審原告



主文と同旨

2 一審被告

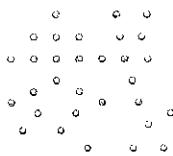
- (1) 原判決を次のとおり変更する。
- (2) 一審被告は、一審原告に対し、56万6393円を支払え。
- (3) 一審原告のその余の請求を棄却する。
- (4) 訴訟費用は、第1、2審とも一審原告の負担とする。

第2 事案の概要

1 本件は、貸金業者である株式会社シティズ（以下「シティズ」という。）との間で金銭消費貸借取引を行った一審原告が、その支払った弁済金のうち利息制限法（平成18年法律第115号による改正前のもの。以下同じ。）1条1項所定の制限を超えて利息として支払われた部分（以下「制限超過部分」という。）を元本に充当すると過払金が発生していると主張して、シティズの権利義務を承継した一審被告に対し、不当利得返還請求権に基づき、次の各金員の支払を求める事案である。

- ① 過払金元本 163万1349円
- ② 最終取引日である平成22年1月19日までに過払金に対する民法704条前段所定の年5分の割合による利息として発生した 4万3788円
- ③ 上記①の 163万1349円に対する平成22年1月20日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による利息

原審は、一審原告の請求について、132万6457円及びうち28万0534円に対する平成16年4月15日から、うち104万5923円に対する平成18年12月26日から各支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求める限度で認容し、その余を棄却したところ、当事者双方が控訴を申し立てた（ただし、一審被告が不服を申し立てる範囲は、前記第1の2記載のとおりである。）。一審被告は、本件訴訟が当審に係属中の平成23年7月1日、合併により、シティズの権利義務を包括的に承継した。



2 前提事実、争点及び当事者の主張は、次のとおり改め、当審における当事者の主張を後記3ないし6に付加するほかは、原判決「事実及び理由」中の第2の1及び2（原判決2頁9行目から7頁21行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。ただし、原判決6頁12行目から13行目にかけての「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」の次に「（以下「出資法」という。）」を付加する。

3 当審における争点1（本件各契約が過払金充当合意を含んでいるかどうか）に関する当事者の主張

（一審原告）

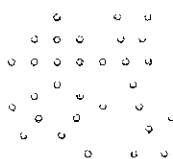
(1) 本件契約2ないし4は、従前の取引の切替えないし貸増しとしてなされたものであり、過払金充当合意が含まれる（なお、本件契約2ないし4は、従前の有効に存在する残債務額に、新たに借主が実際に利用することが可能な貸付額を加えた合計額の範囲についてのみ有効である。）。その根拠は、次のとおりである。

ア 切替えの場合、当事者は、従前の取引との複数の権利関係が発生するような事態が生ずることを望まないのが通常であることから、切替えには過払金充当合意が含まれる。

イ 過払金充当合意は、新たな借入金債務が発生する時点までになされればよいのであって、先行貸付時において後の貸付けが想定される場合に限り認められるものではない。

ウ 新たな借入金によって従前取引に係る約定残債務を完済するという会計処理は、実質的には、一審原告の借入額を増加させながら、1個の取引関係を継続するための会計処理にとどまる。

エ 一審原告は、本件契約2ないし4の各締結の際、名目貸付額の現金ではなく、従前貸付けの約定残元金を差し引いた残額の交付を受けたにすぎない。



(2) 本件各取引は、1個の連續した貸付取引であり、このような貸付けには、過払金充当合意が含まれている。その根拠は、次のとおりである。

ア 本件各取引は、常に1口しか貸付けは存在しないようにして切替えを繰り返す取引であり、いずれも元金均等払方式で、連帯保証人も同一人であった。

イ 本件各契約締結に当たり、格別の与信審査が行われていない。一審原告も連帯保証人も、収入証明書類を求められることもなく、店舗で申込書を書いたその場で貸付けが実行され、所要時間も30分程度であった。

ウ 本件各取引については、契約番号のほかに「1034789」という顧客番号が設定され、これに貸付けの回数に応じて、「-1」等と枝番を付することによって顧客ごとに契約を特定する方法が採られていた。

エ 借主が自己の資金ではなく、貸主から交付される資金によって従前の取引に係る債務を完済させる形をとる場合、実質的には、従前の取引条件の一部を変更して取引を継続しているにすぎない。シティズは、基本契約によらない貸付けを繰り返して取引を継続することを常態としており、特段の事情がない限り、当初の貸付けの時点で、同様の条件により後の貸付けを行って取引を継続することが想定されていた。

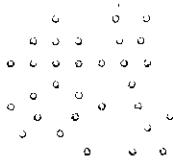
オ 本件契約2ないし4は、シティズから、追加借入れができるとの勧誘を受けてなされたものである。

(一審被告)

本件各取引によって発生した過払金が他の取引に係る借入金債務に充当される余地はない。その根拠は、次のとおりである。

(1) 基本契約が締結されているのと同様の貸付けが繰り返されていたとの特段の事情はない。

ア 本件は、資金需要が生じた一審原告からの申込みにより、申込時における融資希望額やその他必要な事項の聴取、信用情報機関への既往借入額等



の照会、所有不動産の権利関係の調査等の与信審査を経た上で、融資条件を定めている。また、本件各契約は、第三者の連帯保証を条件とするものであり、連帯保証人についての審査もその都度必要である。

イ 本件各取引においては、貸付けごとに契約証書のほか、詳細な個人情報を記入した申込書が作成され、「貸付及び保証契約説明書」及び償還表等の貸金業法17条所定の書面（以下「17条書面」という。）を交付し、契約内容を説明している。さらに、弁済金を受領した際、貸付けごとに同法18条所定の書面（以下「18条書面」という。）である領収書を交付している。本件各契約は、異なる契約番号で管理され、交付書面に明記されている。完済時には、契約証書を返還するなど、当該取引を完全に終了する手続を実行していた。

ウ 本件各契約の条件は、利率、貸付額、分割元金、弁済日といった重要な部分が互いに異なる。

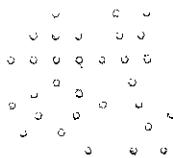
(2) 本件各契約締結の際にその後の貸付けが想定されていたとの特段の事情はない。

ア 本件各契約は、いずれも1回限りの貸付けを目的とし、償還表に記載のとおり、約定債務の完済により取引が終了することが予定されている証書貸付契約である。

イ シティズは、業として貸付けを行っていたから、潜在的には次の貸付けを行う可能性があったが、そのような潜在的 possibility がなかったからといって、次の貸付けが行われることが想定されていたとはいえない。

ウ 本件各契約は、全て第三者の連帯保証を条件としているが、根保証ではなく個別の連帯保証契約を締結した上で貸付けが行われている。したがって、連帯保証人の承諾なしに基本契約が締結されているのと同様の貸付けを繰り返すことは不可能である。

エ 本件各契約は、200万円ないし400万円という高額の事業資金の貸



付けを目的とするものであり、一審原告において新たな事業資金の需要が生じたことから締結されたものである、

(3) 過払金充当合意の存在を裏付ける事情はない。

ア 本件各契約における毎月の弁済額は、契約ごとに定められて償還表が交付され、弁済も、貸付けごとに個別的な対応関係をもつてなされている。

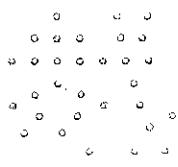
イ 本件契約2ないし4の金銭消費貸借契約証書には、新たな貸付金をもつて従前貸付けの貸付残元金を弁済する旨が記載されているが、これは、過払金の存在を前提としたものではない。

ウ シティズは、新たな貸付金の中から既貸付金の残元金の弁済を受ける場合、切替えや貸増しの場合とは異なり、①新たな貸付けの契約手続の前に、従前貸付けの利息又は損害金の弁済を受け、その旨を記載した領収書を交付し、その後、②新たな貸付けについての契約手続を開始し、貸付金全額を一審原告に交付した後、③その中から従前貸付けの残元金の弁済を受け、④従前貸付けの金銭消費貸借契約証書を返還するという順序で行っている。本件契約2ないし4は、その全額につき貸付けが成立しており、また、従前契約を基本とするものではないから、本件各契約は、それぞれ完全に独立した個別の契約である。

エ 本件契約2ないし4を一種の切替え及び貸増しと評価する余地はあるとしても、このような貸付けが行われたのは3回にすぎないし、いずれも従前貸付けから約1年も経過した後になされたものであるから、切替え及び貸増しが反復継続して行われていたとみることはできない。しかも、契約条件の重要な部分が互いに異なっている。したがって、本件においては、過払金充当合意の存在を裏付ける事情は存在しない。

(4) 過払金充当合意の存在を否定する事情がある。

ア シティズは、みなし弁済の成立を目的として本件各契約を締結しているが、本件取引3と従前の取引を一連の取引とすると、期限の利益喪失特約



を改訂し、新たに締結した本件契約3についてもみなし弁済の成立が困難となり、シティズの上記目的と反する結果となる可能性がある。

イ そのほかにも、煩雑な手続をいとわず本件各契約の要物性を完全に満たして準消費貸借の要素を完全に除外していること、契約ごとに異なる契約番号を付していること、詳細な記載内容を求める申込書を連帯保証人と連名で差し入れさせていること、各貸付けについて根保証ではなく個別保証契約を締結していることは、シティズに一つの契約において生じた事象が他の契約に影響を及ぼさないよう分断する意思があったことを示すものである。

4 当審における争点2（本件取引1ないし3の各弁済に係る制限超過部分の元本充当の可否及び本件取引1ないし3に関する貸金業法43条1項の適用の有無）に関する当事者の主張

（一審原告）

本件取引3における制限超過部分の支払に貸金業法43条1項の適用はない。その根拠は、次のとおりである。

（1）任意性の欠如

一審原告は、本件契約1及び2の内容や、シティズの「金銭消費貸借契約証書」及び「貸付及び保証契約説明書」の文言、償還表の記載内容並びにシティズの説明内容のため、制限超過部分を含む約定利息を支払わないと期限の利益を失うとの誤解のもとに支払を続けていたものである。それゆえ、制限超過部分の支払を事実上強制されたものであり、自己の自由な意思によって制限超過部分を支払ったものといえない。

ア 本件充当特約は、みなし弁済が成立した場合について、その充当関係を定めたものと解すべきであるが、一般の債務者がそのような解釈を誤解なく採用することができるものではない。

イ 「金銭消費貸借契約証書」及び「貸付及び保証契約説明書」の各第5項

では、「各回（月）の約定利率に従った支払いは別紙償還表のとおりとし」とあって、その償還表には、支払予定額として、利息制限法による制限利息額を超える約定利息全額が記載されている。

債権者から交付される償還表記載の支払予定額は、その額の支払を怠れば契約上の不利益を受ける金額であると債務者が通常認識しているものであり、その契約上の不利益として通常想定されるのは、一括請求（期限の利益喪失）及び高率の遅延損害金の発生である。

したがって、本件における償還表の記載は、これを受領した債務者に対し、償還表のとおり支払わなければ契約違反であるとして、期限の利益を失うとの誤解を与えるものとなっている。

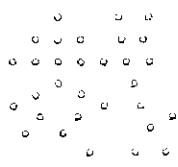
ウ 一審原告は、ゴム製品を製造・販売する、従業員はパート1名のみの会社の代表者である。一審原告は、本件契約3を締結後も、利息制限法の具体的説明を受けた記憶はなく、シティズの言うとおりに約定の金利を支払わないと一括請求を受けると思っていたことは、従前と変わりなかった。一審原告は、本件期限の利益喪失特約2と本件期限の利益喪失特約1との違いについて具体的な説明を受けていない。また、約定元金額と利息の制限額を具体的に示されて、その合計額を支払いさえすれば期限の利益を失うものでない旨の説明を受けたこともない。

(2) 17条書面の欠如

シティズは、一審原告の運転免許証写しを取得したにもかかわらず、「貸付及び保証契約説明書」にその旨を記載しなかった。したがって、同説明書は17条書面に該当しない。

(3) 18条書面の欠如

本件取引3においてシティズが一審原告に交付した領収書には、全部の取引について貸金業法43条1項の適用があることを前提とした充当計算に基づく虚偽の残存債務額が記載されていた。したがって、18条書面の要件を



欠いている。

(4) 出資法 5 条 2 項違反

本件取引 2において発生した過払金は、切替え後の本件契約 3による借入金債務に充当される。その結果、本件契約 3が締結された平成 18 年 12 月 25 日時点での本件取引 3の残元金は 153万4949円となり、シティズが本件取引 3における利息として受領した金額は、出資法 5 条 2 項に違反する。それゆえ、貸金業法 43 条 2 項 3 号により、同法 43 条 1 項の適用要件を満たさない。

(5) 貸金業法 43 条 1 項は憲法違反

貸金業法 43 条 1 項は、憲法 25 条 1 項、29 条、13 条、31 条及び 76 条 1 項に違反し、無効であるから、一審原告の支払に貸金業法 43 条 1 項を適用することは許されない。

(一審被告)

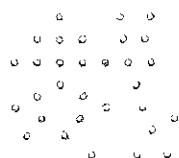
本件取引 3における制限超過部分の支払には貸金業法 43 条 1 項が適用される。その根拠は、次のとおりである。

(1) 任意性について

本件期限の利益喪失特約 2 は、制限超過部分の支払を事実上強制するものではなく、その他の事情を考慮しても、支払の任意性は失われない。

ア 本件期限の利益喪失特約 2 には、無効な部分はない。また、その文言は、明確かつ平易な表現であり、制限超過部分を支払わなければ期限の利益を失うとの誤解を与えるものではない。

さらに、シティズは、「制限利息」の意味内容を明らかにするため、契約証書のほか、「貸付及び保証契約説明書」に利息制限法の規定を抜粋している。当該抜粋は、「利息制限法の定めを以下に抜粋します」と冒頭で注意喚起した上で、利息制限法 1 条及び 4 条に限定し、制限利率（元本が 100 万円以上の場合は年 1 割 5 分）と制限利率を超過した部分が無効であ



る旨を定めた箇所を明示している。

したがって、上記説明書の記載は、支払期日に約定の元金及び制限利息額の合計額の支払を怠った場合に限り期限の利益を失うことを十分に理解できるものである。しかも、一審原告は、内容の説明を受けた上で上記説明書の交付を受けたことを認める趣旨で、上記説明書末尾に自署しているから、上記条項を含む契約内容の説明が行われたことは明らかであり、一審原告は、制限超過部分を支払わなくとも期限の利益を失うことはないことを理解していた。

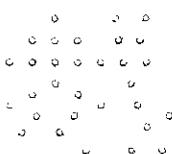
イ 本件充当特約は、単に弁済金の充当順序を決する場面においてのみ機能するものであり、期限の利益喪失特約とは無関係である。

債務者が期限の利益喪失事由を確認するに当たっては、通常、期限の利益喪失特約の文言のみを確認するのであり、本件充当特約と関連付けて期限の利益喪失事由を解釈するような債務者など存在しない。「貸付及び保証契約説明書」においても、本件期限の利益喪失特約2と本件充当特約とを関連付ける文言はなく、一審原告が、両特約を関連付けて解釈するとは考えられない。

ウ 債還表は、法の要求に従い、契約内容を明らかにする書面の一つとして、各回の返済期日及び約定利率に基づく返済金額を記載したものにすぎず、期限の利益喪失事由とは無関係である。

また、債還表には、記載された約定返済額を支払わなければ何らかの不利益を与えるとか、期限の利益を失うといった文言はない。契約証書等（乙59、60）にも、債還表記載の金額と期限の利益喪失事由とを結びつける規定はない。

しかも、債還表は、17条書面として「貸付及び保証契約説明書」と一体のものとして同時に交付されているところ、同説明書の第5項には、「毎回（月）の約定利率に従った支払いは、別紙債還表のとおりとし」と



明示され、約定利息を支払う場合を前提とするものであるのに対し、本件期限の利益喪失特約 2 は、「利息制限法所定の制限利息」を前提とするものであることが明らかである。それゆえ、通常の債務者であれば、約定利息を支払わなければ期限の利益を失うとの誤解をする余地はない。

(2) 17 条書面について

「貸付及び保証契約説明書」は、17 条書面に該当する。

運転免許証の写しは、シティズの従業員が作成したものであり、一審原告から交付されたものでないから、受取書面に該当しない。

(3) 18 条書面について

本件取引 3 の各領収書は 18 条書面の要件を欠くものではない。

本件各取引について一連充当計算をすべき根拠はないから、一審原告の主張は、その前提を欠く。仮に過払金充当が問題となるとしても、シティズは一審原告に対して本件契約 3 の貸付金として 300 万円を交付し、それに基づいて 18 条書面を作成しているのであり、その時点では正確な記載であるから、18 条書面の要件を欠くことにはならない。

(4) 出資法違反との一審原告主張について

本件各取引について一連充当計算をすべき根拠はないから、一審原告の主張は、その前提を欠く。

(5) 貸金業法 43 条 1 項が憲法違反であるとの一審原告の主張について

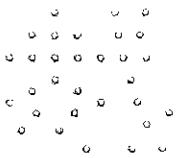
独自の見解にすぎず、失当である。

5 当審における争点 3（シティズが悪意の受益者であるかどうか）に関する当事者の主張

（一審原告）

シティズは、全部の取引について悪意の受益者である。

本件取引 1 ないし 4 に基づく過払金に対する利息発生が問題になるのは平成 18 年 12 月 6 日以降である。この時点では、平成 18 年判決により、本件取



引1及び2について貸金業法43条1項の適用の余地がないことが明白になっていたから、悪意の推定を覆す「やむを得ない特段の事情」は存在しない。その後、本件契約3及び4により過払金は借入金債務に充当されて消滅し、再び過払金に対する利息の発生が問題になるのは平成21年1月6日以降である。この時点でも悪意の推定を覆す「やむを得ない特段の事情」が存在しないことは同じである。

(一審被告)

シティズは、本件取引1及び2について、貸金業法43条1項の適用があるとの認識を有していた。それゆえ、同条項の適用要件を充足する手続を厳格に履践していた旨主張し、争いのあるものについては証拠を提出している。

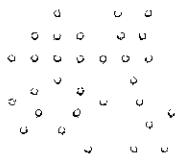
そして、本件取引1及び2の当時、判例や学説の大多数が本件期限の利益喪失特約1に基づく支払の任意性は否定されず、シティズの交付した領収書の一部には契約年月日の記載がないが、18条書面に契約年月日に代えて契約番号を記載すれば、同条所定の記載事項を欠くものではないとの見解を採用しているから、シティズが上記のような認識を有するに至ったことはやむを得ない。

6 当審における一審被告の追加主張（相殺）

(一審被告)

シティズが悪意の受益者でないことを前提に本件各取引につき充当計算を行うと、本件取引1については28万0534円、本件取引2については104万5923円のそれぞれ過払金が生じるが、本件取引3では過払金は生じず、本件取引4については、一審被告は、一審原告に対し、76万0064円及びこれに対する平成22年1月19日から支払済みまで年21.9パーセントの割合による遅延損害金の支払を求めることができる。

そこで、一審被告は、一審原告に対し、平成23年10月3日に到達した同年9月30日付け控訴理由書により、本件取引4の残債権を自働債権、本件取引1及び2の過払金請求権を受働債権とし、本件取引4の最終弁済日である平



成22年1月19日を相殺適状として対当額で相殺するとの意思表示をした。

そうすると、一審原告の請求のうち、56万6393円を超える部分には理由がない。

(一審原告)

一審被告の貸金債権は存在しないから、一審被告による相殺の主張は、その前提を欠く。

第3 当裁判所の判断

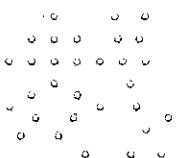
1 当審における争点1（本件各契約が過払金充当合意を含んでいるかどうか）について

(1) 前記前提事実によれば、本件各取引は、貸主と借主との間で継続的に金銭の借入れと弁済が繰り返される旨の基本契約に基づくものでないと解されるところ、本件各取引のように基本契約が締結されていない場合において、第1の貸付けに係る債務の各弁済金のうち制限超過部分を元本に充当すると過払金が発生し、その後、第2の貸付けに係る債務が発生したときには、特段の事情のない限り、第1の貸付けに係る過払金は、第2の貸付けに係る債務には充当されないと解される（最高裁判所平成19年2月13日第三小法廷判決・民集61巻1号182頁参照）。そこで、本件各取引において、上記特段の事情に当たる過払金充当合意の存在が認められるかどうかにつき検討を要する。

(2) 証拠（文中に掲記のもの）によれば、平成16年4月14日の本件契約2の締結に当たり、当日次の手続がなされたことが認められる。

ア 一審原告は、本件契約1の申込時と同様の「ビジネスローン申込書」に、申込金額、申込人及び連帯保証人予定者の氏名・生年月日・住所等、資金使途、弁済計画等の事項を記入してシティズに提出した（乙78、79）。

イ 借入金を300万円とする「金銭消費貸借契約証書」、「貸付及び保証契約説明書」及び「保証契約説明書」が作成された。これらの書面はいず



れも本件契約1の締結時に作成されたものと同様であり、そのいずれにも、本借用金より本件取引1の残元金135万円を弁済する旨が記載されている（乙4ないし6, 22, 23, 73, 74）。

ウ 一審原告は、上記「貸付及び保証契約説明書」及び償還表を受領した。

一審原告の連帯保証人曾根進介は、上記「貸付及び保証契約説明書」、「保証契約説明書（概要）」、「保証契約説明書（詳細）」及び償還表を受領した（乙23, 24, 74）。

エ 一審原告は、シティズに対し、300万円の領収証を提出した（乙83）。

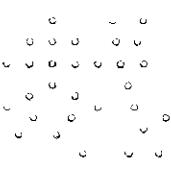
オ 一審原告は、シティズから、本件取引1についての直近の弁済日からの約定による経過利息5363円を領収した旨の「領収書兼利用明細書」と、本件取引1について残元金135万円を領収した旨の「領収書兼利用明細書」をそれぞれ受領した（乙20, 21）。

カ 一審原告は、本件契約1に係る「金銭消費貸借契約証書」の返還を受けた（乙4）。

(3) 証拠（乙57ないし62, 70ないし72, 75, 77, 80, 81, 84, 85）によれば、本件契約3及び4の各締結の際も、本件契約2の締結時とほぼ同様の手続がとられた。

(4) 上記(2), (3)の認定事実によれば、本件契約2ないし4は、いずれも、従前の借入れの最終弁済期限が到来する前に、一審原告が新たな借入金の一部により従前の約定残債務を完済し、その余の新たな借入金（本件契約2の場合、300万円から135万円を差し引いた165万円）を最終的に受領するという内容のものであったことが認められる。

そして、証拠（乙4, 5, 22, 23, 59, 60, 62, 72ないし75, 77）によれば、本件契約1ないし4に用いられた「金銭消費貸借契約証書」、「貸付及び保証契約説明書」及び「保証契約説明書」には、いずれ

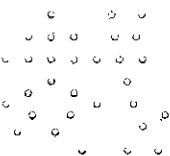


も、新たな借入金から従前の借入れの残元金を弁済する旨の条項があらかじめ定型文言として設けられており、従前の借入れの最終弁済期限が到来する前に、新たな借入れを受け、従前の借入れにつき約定残債務を完済した上で、新たな契約に移行することがあらかじめ予定されていたものと考えられる。

このような特質を有する本件各取引は、1個の連続した金銭消費貸借取引というべきであり、複数の権利関係を併存させない趣旨が見て取れるから、本件各契約には、借入金債務について制限超過部分を元本に充当した結果過払金が発生する場合には、当該過払金をその後に発生する新たな借入金債務に充当する旨の合意を含んでいると解するのが相当である。

- (5) 一審被告は、シティズは、新たな貸付金全額を一審原告に交付しているから、新たな契約は、従前の契約とは完全に独立した個別の契約である旨主張する。そこで、検討するに、本件契約2ないし4については、各貸付金全額についての領収証があることからすると、従前の取引の約定残債務の完済に充てられた分については準消費貸借により従前の取引が新しい取引に引き継がれたとはいえないような形式がとられている。しかし、上記各契約上、新たな借入金から従前の借入れの残元金を弁済する旨の条項が設けられていることからすると、一審原告は、いったん貸付金全額について交付を受けたとしても、実際に貸付金全額を自由に使用できたとは考えられず、従前の取引の約定残債務を完済することが新たな貸付けの条件となっていたと解するのが相当である。そうすると、新たな貸付金全額が交付されたといつても、新たな貸付金額から従前の借入れの残債務相当額を差し引いた額を交付した場合と実質的には何ら変わりがないことになるから、本件各取引は1個の連続した金銭消費貸借取引であると解される。したがって、一審被告の上記主張は採用できない。

- (6) また、本件契約2ないし4の締結に当たっては一定の審査がなされたことがうかがわれ、前記前提事実において認定した本件契約1ないし4の内容を



比べると、貸付金額、分割弁済日、分割弁済金額、利率等の条件において一部互いに異なる部分がある。しかし、本件契約1ないし4は、使用された契約証書等の書式は基本的に同じで、100万円単位の貸付けであり、返済方法は元金均等払といった点において共通しており、証拠（乙4，22，59，72）によれば、連帯保証人も同一人であることが認められる。そうすると、本件契約2ないし4の締結に当たり審査手続を経ていること、契約条件の一部が互いに異なることは、いずれも本件各取引が1個の連續した金銭消費貸借取引であるとの判断を覆すまでの事情とはいえない。

(7) 一審被告は、本件各取引における貸付けの回数が少なく、間隔も長期であるとして、切替え及び貸増しが反復継続して行われたというものではない旨主張する。しかし、本件においては、前記(4)のとおり、本件各契約の手続や内容に鑑みて本件各取引が1個の連續した金銭消費貸借取引であると判断されるのであり、一審被告が指摘する貸付けの回数や間隔の点を考慮しても、これが本件における結論を左右するものであるとは解されない。

(8) 一審被告は、本件各契約において過払金充当合意があったとするのは、期限の利益喪失特約を改訂して本件契約3を新たに締結するなど、契約ないし取引を分断しようとしていたシティズの意思に反する旨主張する。しかし、仮にシティズ自身はそのような意思であったとしても、それが直ちに当事者間の合意内容となるわけではない上、本件各契約において過払金充当合意があったとみるべきことは、上記認定、判断のとおりであるから、一審被告の上記主張は理由がない。

2 当審における争点2（本件取引1ないし3の各弁済に係る制限超過部分の元本充当の可否及び本件取引1ないし3に関する貸金業法43条1項の適用の有無）について

(1) 本件取引1及び2について

原判決「事実及び理由」中の第3の2(1)（9頁11行目から10頁3行

目まで)に記載のとおりであるから、これを引用する。

(2) 本件取引3について

ア 貸金業法43条1項にいう「債務者が利息として任意に支払った」とは、債務者が利息の契約に基づく利息の支払に充当されることを認識した上、自己の自由な意思によってこれを支払ったことをいい、債務者において、その支払った金銭の額が利息制限法上の利息の制限額を超えていることあるいは当該超過部分の契約が無効であることまで認識していることを要しないが、債務者が、事実上にせよ強制を受けて利息の制限額を超える額の金銭の支払をした場合には、制限超過部分を自己の自由な意思によって支払ったものということはできず、法43条1項の規定の適用要件を欠くというべきである。そして、債務者が制限超過部分を自己の自由な意思によって支払ったか否かは、金銭消費貸借契約証書や貸付契約説明書の文言、契約締結及び督促の際の貸金業者の債務者に対する説明内容などの具体的な事情に基づき、総合的に判断されるべきである（最高裁判所平成2年1月22日第二小法廷判決・民集44巻1号332頁、平成18年判決、同平成18年1月19日第一小法廷判決・集民219号31頁参照）。

そこで、本件取引3における制限超過部分の支払について、この点を検討する。

イ 前記前提事実、証拠（文中に掲記のもの）及び弁論の全趣旨によれば、次の各事実を認めることができる。

(ア) 本件契約3についての「金銭消費貸借契約証書」には、1項から23項までの規定が定められており、そのうちの6項には、本件期限の利益喪失特約2が定められ、8項には、本件充当特約が定められている。さらに、22項には、利息制限法1条及び4条の条文が抜粋されている（乙59）。

(イ) 本件契約3についての「貸付及び保証契約説明書」にも、前記(ア)と

同様の各記載がある。同説明書の末尾には、「本説明書及び償還表を交付書面として各自一通宛、内容の説明を受けた上で、受領しました。」との文言があり、その下に本件契約3の締結日である平成18年12月25日の日付と共に一審原告の署名がある（乙60）。

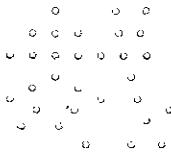
(ウ) 本件契約3についての償還表には、各支払期日に支払うべき金額につき、「利息」、「元金」及び「支払合計額」の3つの欄に分けて記載されており、そのうちの「利息」欄の金額は約定利率によるものである。同償還表には、利息制限法所定の制限利息に関する記載はない（乙61）。

ウ 以上に認定した事実によれば、次のとおり指摘することができる。

本件期限の利益喪失特約2は、本件期限の利益喪失特約1と異なり、利息制限法に反しない有効な規定である。また、本件充当特約や償還表も、本件期限の利益喪失特約2と併せて読めば、それ自体利息制限法との関係で無効となる内容を含むものでも、期限の利益喪失事由に直接影響を与えるものでもないと解する余地がある。

しかしながら、「金銭消費貸借契約証書」の5項には、「毎回（月）の約定利率に従った支払いは別紙償還表のとおりとし」と定められ、償還表には利息制限法所定の利率を超過した約定利息に基づく支払合計額が記載されているのであるから、本件期限の利益喪失特約2及び本件充当特約は、借主に対し、償還表に具体的に表示された約定利息を支払わないと期限の利益を失うとの誤解を生じさせるおそれがあることは否定できない。他方、「金銭消費貸借契約証書」及び「貸付及び保証契約説明書」には、利息制限法の条文が抜粋されているが、その箇所は、本件期限の利益喪失特約2の記載箇所から遠く離れた末尾に近い22項にあり、そのような記載があることをもって、上記のおそれが払拭されるものとは考えられない。

また、本件契約3の締結に際しては、シティズから一審原告に対して契



約内容に関する説明がなされたものと認められるが、具体的にどのように説明がなされたかは明らかでなく、「貸付及び保証契約説明書」記載の文言の読み上げ以上に詳細な説明がなされたことを認めるに足りる証拠はない。そして、仮に「貸付及び保証契約説明書」記載の文言すべてが読み上げられたとしても、法律の専門家でない者にとって、各支払期日において、償還表に記載された「支払合計額」のうち、そこに明示されているわけでもない制限超過部分については、その支払をしなくとも、期限の利益を失わず、一括請求や、より高率の損害金の請求を受けることはないということを理解できた可能性は極めて低いと解される。

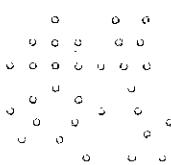
しかも、一審原告は、本件取引1及び2において、本件期限の利益喪失特約1が定められていたがゆえに、制限超過部分を支払うことを事実上強制されていたと認められるることは、原判決「事実及び理由」中の第3の2(1)において認定、判断するとおりであるところ、本件契約3の締結に当たり、本件期限の利益喪失特約2が、それと一見さほど違いのない、従前の本件期限の利益喪失特約1からどう変わったのかについて、何らかの説明を受けたことを認めるに足りる証拠はない。

エ 以上に述べた各点からすれば、一審原告は、本件取引3の各弁済においても、引き続き制限超過部分を支払うことを事実上強制されていたというべきであり、制限超過部分を自己の自由な意思によって支払ったものと解することはできない。

オ したがって、その余の点について検討するまでもなく、本件取引3における制限超過部分の支払に貸金業法43条1項の適用は認められない。

3 当審における争点3（シティズが悪意の受益者であるかどうか）について

- (1) 貸金業者が制限超過部分を利息の債務の弁済として受領したが、その受領につき貸金業法43条1項の適用が認められない場合には、当該貸金業者は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに



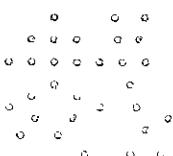
至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り、民法704条の「悪意の受益者」であると推定されるものと解される（最高裁判所平成19年7月13日第二小法廷判決・民集61巻5号1980頁参照）ところ、本件取引1及び2における制限超過部分の支払は、前記のとおり、本件期限の利益喪失特約1の下でなされたものであるから、任意性が認められず、貸金業法43条1項の適用がない。さらに、本件各取引において、シティズが初めて制限超過部分の支払を受領したのは、原判決別紙「利息計算書」1枚目（原判決20頁）の平成18年12月6日の時点（本件取引2の継続中）であると解されるところ、同時点は、平成18年判決の後であるから、一審被告の任意性に関する主張を考慮しても、シティズが任意性の要件を満たすとの認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるとはいえない。

したがって、シティズは、一審原告に対して、本件取引1及び2の弁済によって、平成18年12月6日以降に受領した過払金につき民法704条前段所定の利息を支払うべき義務を負担したといえる。

(2) 以上のことと前提として、本件各取引の各弁済につき、更に検討するに、原判決別紙「利息計算書」2枚目（原判決21頁）のとおり、いったん過払状態は解消された後、本件取引4が継続中の平成21年1月6日に再び過払金が発生したことになる。

そして、本件取引1及び2における制限超過部分の支払に加え、本件取引3における制限超過部分の支払についても、前記2(2)で判示したとおり、任意性が認められないから、貸金業法43条1項の適用がなく、上記特段の事情の主張立証もない。

したがって、シティズは、一審原告に対して、本件各取引の弁済によって、平成21年1月6日以降に取得した過払金について民法704条前段所定の利息を支払うべき義務を負担したといえる。



4 以上の認定、判断に基づき、本件各取引を一連のものとして利息制限法所定の制限利率による充当計算を行うと、その結果は、原判決別紙「利息計算書」(原判決20頁から21頁まで)記載のとおりとなる。

5 当審における一審被告の追加主張（相殺）について

上記認定、判断によれば、一審被告の主張する本件取引4に基づく債権は存在しないから、一審被告の相殺主張は理由がない。

6 結論

以上の次第で、一審原告の請求は全て理由があるから、これと結論を一部異なる原判決を一審原告の控訴に基づき変更して一審原告の請求を認容し、一審被告の控訴を棄却することとし、主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第12民事部

裁判長裁判官 安 原 清 藏

裁判官 矢 田 廣 高

裁判官 中 尾 彰

これ は 正 本 で あ る。

平成 23 年 1 月 2 日

大阪高等裁判所第 12 民事部

裁判所書記官 有持 博

